

# 達者村特産品認証委員会設置要綱

平成 28 年 2 月 1 日

商工要綱第 3 号

一部改正 平成 29 年 3 月 1 0 日 商工要綱第 1 号

(設置)

第 1 達者村特産品の認証に関し必要な事項を協議するため、達者村特産品認証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 達者村特産品の認証システムの構築に関すること。
- (2) 達者村特産品の認証基準の設定に関すること。
- (3) 達者村特産品の認証審査及び現地調査等の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、南部町が必要と認める事項。

(委員)

第 3 委員会の委員は、15 名以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 南部町関係団体の構成員
- (2) 青森県関係機関の代表
- (3) 南部町

2 委員の任期は、委嘱された日の属する年の翌々年の 1 月末日までとする。ただし、次の委員が委嘱されるまでの間は、委員として在任するものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員会)

第 5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 委員会の事務は、南部町役場商工観光交流課において処理する。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が委員会と協議し定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、達者村特産品認証委員会設置要綱（平成 18 年南部町訓令第 40 号。以下「旧要綱」という。）の規定により達者村特産品認証委員会の委員として委嘱されている者は、この要綱の規定により委嘱されたものとし、その任期は、旧要綱の規定により委嘱された任期までとする。

附 則（平成29年3月10日一部改正）

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 0 日から施行する。